

## 2 事業に対する意見、要望等

### (1) 市町村等の意見、要望

これまでの事業の評価や今後の方向性を検討するにあたって、より具体的な意見を把握するために市町村担当者との意見交換会等を行っており、その中で様々な意見、要望が出されている。

区分	主な意見（要旨）
人工林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の森林整備が進んだ。継続して事業を進めて欲しい。</li> <li>○公道沿いは、明るく、見通しがよくなり、冬季の凍結防止にもつながり地域の方に喜ばれている。未実施の地域への波及効果もあった。</li> <li>○対象森林の拡大。（造林事業の変更等により整備できない森林が多くある）</li> <li>○対象森林の要件の緩和。（基準に合わず整備ができない森林が残る（公道沿い100m以内と林道等から300m以上の間や保安林））</li> <li>○奥地の距離要件の緩和。</li> <li>○公道沿いはライフライン確保として広葉樹、保安林も対象に整備をしてほしい。</li> <li>○スギ、ヒノキから広葉樹に転換するための広葉樹植栽のメニューがあってもよい。</li> </ul>
里山林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里山林健全化整備事業における交付金額の上限1,000千円/haの引き上げ。（竹林整備の初年度等は交付上限額を超える）</li> <li>○対象の拡大。（公有林、中山間地域の広葉樹等）</li> <li>○20年間の協定は森林所有者には抵抗がある。同意書のようなものであれば受け入れやすい。</li> <li>○ハード整備に合わせソフト面の助成（計画・活動の立ち上げ、研修や初期活動）があると良い。</li> </ul>
都市緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な緑づくり事業や緑の街並み推進事業の補助対象面積の緩和。</li> <li>○県民参加緑づくり事業の参加者人数の緩和。</li> <li>○身近な緑づくり事業に公共施設緑化、軌道緑化、津波の避難場所として高台緑地の追加。</li> <li>○既存の樹林を健全化する事業の追加。（竹林対策、ナラ枯れ対策等）</li> <li>○維持管理も補助対象として欲しい。</li> <li>○芝刈り機、物置などの備品、冬芝の種子も補助対象として欲しい。</li> <li>○県主体の事業・制度のPRの強化。</li> </ul>

区 分	主な意見（要旨）
環境活動 学習推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後も、交付金事業を続けてほしい。</li> <li>○この交付金で道具類を整備できただけでなく、他の団体とのつながりもでき、活動に広がりがあった。</li> <li>○団体の規模によって交付金の上限額を上げるなど、柔軟な対応をしてほしい。</li> <li>○木曽川の水源地である長野県で環境学習を実施するなど、他県での活動も対象になるとよい。</li> </ul>
木の香る 学校づくり 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木製は暖かみがあり、子ども達も大事に使う。</li> <li>○傷がつきやすい、天板の表面強度が問題になる。</li> <li>○対象の拡大。（教卓、教壇、図書室の本棚・机・カウンター、下駄箱、ロッカー、腰壁等）</li> <li>○補助単価をあげてほしい。</li> <li>○全部木製の椅子単品の補助メニュー追加。（現在は、全部木製は机・椅子のセットのみが対象）</li> <li>○小中学校だけでなく、公共施設（公民館、図書館等）も幅広く対象となるとよい。</li> </ul>

## （２）あいち森と緑づくり委員会における意見、提案

事業の効果的な推進を図るための委員会においても、事業の進め方等について、様々な意見が出されている。

区 分	主な意見（要旨）
全 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の継続が必要。</li> <li>○事業に税が使われていることの周知徹底を図ることが必要。</li> <li>○あいち森と緑づくり税を活用して事業を実施したことを必ず明示することが重要。</li> </ul>
人工林 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○林業活動では整備が困難な森林が多く存在する現状を踏まえ、人工林整備の対象区域の拡大が必要。</li> <li>○人工林整備事業の対象森林の要件の緩和。</li> <li>○公道沿いの人工林整備はライフライン確保のために広葉樹や保安林も対象に。</li> <li>○切り捨て間伐はもったいない。有効に活かす活動等への支援を。</li> <li>○森林整備の手法と効果を県民に見える形で公開していく。</li> <li>○人工林整備について県全体の森林整備、税事業、既存事業等との棲み分けは、状況変化や課題を整理して対応検討が必要。</li> </ul>

区 分	主な意見（要旨）
人工林整備事業	<p>○森と緑づくりを効果的で将来につながるものとするため、地域づくりや継続的な森林整備につながる取組への支援も検討が必要。</p> <p>○人工林整備では奥地の整備が進んでいない。税事業の核であるので課題を整理し実施に向けて計画に反映してほしい。</p> <p>○スギ、ヒノキを広葉樹に転換するメニューがあってもいい。</p> <p>○間伐実績の成果だけでなく、木の駅プロジェクトのような税事業をきっかけにした活動を発信し、林業家の意欲向上に結びつけるとよい。</p>
里山林整備事業	<p>○提案型の拡大と、ハード整備に合わせたソフト面の助成があるとよい。</p> <p>○都市におけるナラ枯れ対策、竹林対策は、都市の緑を守り減らさない観点から公共性のあるものとして、民有地、公有地に関わらず助成の対象に。</p> <p>○名勝地、文化財等の周辺の森林を整備し、地域のシンボルや景観を生かすことも事業対象にできるとよい。</p>
都市緑化推進事業	<p>○都市住民に森や緑の役割や保全について伝える手段として、都市緑化の推進、環境活動の充実が必要。</p> <p>○生物多様性等の緑の質を評価したうえで事業を実施する仕組みが必要。</p> <p>○都市緑化の軌道敷の緑化は、公益性、公共性がある緑であり、よい事と思う。</p> <p>○緑のカーテンのように一過性でない継続的な緑化が望ましい。例えば小学校のブロック塀を緑のネット入りの垣根にするような。</p>
環境活動学習推進事業	<p>○内容と効果を評価し、質の高い事業に事業費を充当し効果的な助成を。</p> <p>○環境活動も持続し自立できるような誘導が必要。</p> <p>○環境学習は効果をあげており、助成枠の拡大を。都市緑化、里山林、人工林の整備と連携した取組みを積極的に仕組んでほしい。</p>
木の香る学校づくり推進事業	<p>○机、椅子にこだわらず有意義な事業に。</p> <p>○デザイン等使う学校の要望を聞きながら良いものを渡す仕組みを作る。</p> <p>○木材の利用を拡大するため公共施設等への木材利用も事業に。</p> <p>○環境学習活動とリンクさせ学校側をサポートすることも必要。</p> <p>○県内各市町村で木材の利用方針が作られつつある。公共建築物、公共性の高いところへの地元材利用に対する助成が税事業にあってよい。</p> <p>○先生方へ事業の意義や森や緑に対する普及するため、継続的な事業実施体制が必要。</p>

## 第5章 事業の成果、課題と今後の方向性

### 1 事業の成果

「第3章 事業の実施状況」でまとめたとおり、これまで4年間では、ほぼ計画どおりの取組が実施され、主に次のような成果をあげた。

- ・人工林整備（間伐）約5,400ha実施 → 整備が進み難かった森林が健全化
- ・里山林整備 約60箇所実施 → 地域の方々やNPOによる取組が継続
- ・都市緑化活動 約730件実施 → 県民参加の緑づくりに延べ3万人以上が参加
- ・環境活動・学習 約320件実施 → 延べ13万人以上が参加

公益的機能の発揮と環境保全につながる森林整備が進み、里山林の整備や都市の緑づくりにおいても地域に身近な活動が展開されている。

### 2 課題と今後の方向性

上記「1 事業の成果」に加え、「第4章 県民や事業関係者の意識」でまとめたとおり、アンケートの結果では、大多数の県民があいち森と緑づくり事業を高く評価し、その継続が必要であるとの意向を示している。また、市町村、団体、活動参加者等、事業関係者も事業の継続を求めている。

一方、あいち森と緑づくり税や事業の認知度は低く、県民への周知や理解促進を図りながら事業を進める必要がある。

また、県民や事業関係者等からは当初計画に基づく取組が必要とされ、その継続が望まれているが、各方面から更に様々な取組の要望や意見が出されている。

このようなことから、これまでの実施状況や様々な意見等を踏まえ、事業の課題と今後の方向性を整理すると次のとおりである。

#### （1）人工林整備事業

- 事業開始以降、木材価格の下落等による採算性の悪化が進んでおり、森林所有者による整備がますます難しい状況となっている。このため、遅れている奥地林の間伐の推進に取り組むとともに、対象要件の緩和などにより、幅広い森林の間伐の推進を検討していく必要がある。
- 国道、県道等の公道は、山間地域の重要な生活基盤であるため、ライフライン確保を目的に、スギ、ヒノキ人工林に限定せず、公道沿いの全ての森林を一体的に整備する事業の検討が必要である。

## (2) 里山林整備事業

- 将来にわたる継続的な管理や関わりのためには、地域や活動団体等の主体的な活動が重要であり、ハードの整備事業と連動して継続的活動に向けた支援等のソフト事業の検討も必要である。
- 地域の意向に沿って継続的な里山林の管理を進めるためには、民有林、公有林等にかかわらず幅広い森林での事業展開が必要である。特に放置竹林やナラ枯れ被害が大きな問題であり、放置竹林、侵入竹林ともに初年度の駆除には多大な経費がかかることが明らかになってきたことから、現場に応じた事業の仕組みの検討が必要である。

## (3) 都市緑化推進事業

- 地域の実情にあわせた多様な緑の確保のため、対象基準の緩和や公共施設緑化、軌道緑化等の新たな取組を検討するとともに、より一層県民参加を進め身近な取組とする必要がある。また、放置竹林やナラ枯れ被害対策は、都市の緑を守り健全化を図る観点から、取組の強化を検討する必要がある。
- 現地や目的等を勘案の上、生物多様性への配慮や、生態系ネットワークの取組との連携など、より質の高い緑の確保を図るような進め方の検討が必要である。また整備のみでなく適正な維持管理を行うとともに継続的な緑の確保につながる取組とする必要がある。

## (4) 環境活動・学習推進事業

- 森と緑づくりへの理解促進や県民の参加交流を促す効果的な取組であり、森林・里山林の整備、都市緑化等と連携した取組を積極的に仕組む等、より広がりや深みを持たせながら発展させる必要がある。また、生態系ネットワークの取組との連携をより密にしていく必要がある。
- 活動をより活発にするため NPO 等が取り組みやすい制度の検討とともに、内容と効果を評価し、より質が高く効果的な取組となるよう検討が必要である。また情報発信等を積極的に進め、多くの県民への関心や参加交流につながるような取組とする必要がある。

## (5) 木の香る学校づくり推進事業

- 森林整備の意義や木材活用効果の普及、木の良さを感じてもらうためには、机、椅子等の木製品の導入にこだわらず、学校内でさらに木材利用が図られるよう支援することで、より有意義な事業となるよう検討が必要である。
- 学校の先生方に対して事業の意義や森と緑の大切さを普及することや、学校で行う環境に関する学習をサポートすることも併せて検討していく必要がある。

## (6) 新たに加える視点、重要な視点

### ア 木材利用

あいち森と緑づくり事業は森と緑の持つ公益的機能の発揮を目的とした取組であるが、特に木材利用にかかる次のような様々な提案、要望があるので、木材利用の促進を新たな視点として加えた事業展開の検討が必要である。

- ・木製品利用により木に触れる機会の拡大
- ・木材利用により森林への関心を高める
- ・公共建設物等への木材の利用
- ・間伐材、木質資源の有効活用

### イ 生物多様性

公益的機能を発揮させるために森と緑の整備、保全を進め、良好な状態で将来に引き継いでいくためには、その基盤として生物多様性の確保が重要である。計画に基づく森と緑づくりを進める中でも、常に生物多様性の確保等を意識し、質の高い緑の確保や活動を進めるよう事業展開が必要である。

## (7) 事業の進め方

- 透明性を確保し適正に事業を実施するとともに、県民の理解と参加により事業を進めるために、取組や成果の積極的な情報発信、森や緑の役割、整備の必要性についての普及啓発にさらに努めていく必要がある。また、各事業、部局が連携し、一体となって効果的な事業の推進を図り、質の高いあいちの森や緑の確保につなげなければならない。
- これまで実施してきた実績や取組状況等を毎年取りまとめ公開することや、森や緑の役割や整備の必要性の理解促進のための環境学習、現地見学や体験をする体感ツアー、県民参加の取組に加え、各事業を連携させて取組や成果を積極的に情報発信する機会をつくる等、さらに多くの県民の理解や参加を促進し事業を進める必要がある。
- 森と緑づくりの取組を進める中で、これを契機に自主的な活動や地域づくりの動きも出ている。森と緑づくりを将来につなげ効果的なものとするために、地域づくりと連携した事業展開等の検討も必要である。
- 計画に基づき透明性を確保し適正・確実に事業を実施しなければならないが、事業を進める中で点検しながら状況に応じて改善を加えていくことも必要である。また、スギ・ヒノキ人工林を広葉樹に転換する取組や天然記念物、文化財等地域のシンボルや景観を活かすための森林整備など、各方面から様々な取組の要望や意見が出されており、これらについて事業の理念、目的を鑑みつつ事業に組み込む検討や、アイデアや自主的な活動を吸い上げ様々な提案に対応するような仕組みの検討も必要である。



## 第6章 今後に向けて

あいち森と緑づくり事業について、これまで実施してきた事業の実績や事業実施に伴う成果を整理、確認するとともに、県民の皆様や市町村、学校、団体、活動参加者等へのアンケート調査や意見等も踏まえ、事業評価を行った。

その結果、ほぼ計画どおりの取組が実施され、成果、効果も現われた。また、事業計画の理念、目標の達成に向けて、より効果的な取組としていくための内容や進め方の課題も明らかになった。

あいち森と緑づくり事業の今後については、この事業評価を踏まえて継続や内容の見直しを検討していくこととなるが、県内には整備、保全が必要な森や緑は依然として多く、引き続き森と緑の整備、保全に向けた事業の継続を望む声は大きい。

愛知県民の森や緑に対する意識は高く、事業に対する期待も大きい。この期待にしっかりと応え、より質の高い森と緑の確保を目指し、有効かつ適切に事業を進めていかなければならない。さらに、ネットワークづくりや参加交流の促進等につながる効果的な事業の進め方を模索し、この事業をきっかけとして愛知県の森と緑を守り育てる活動が継続、発展するよう努め、健全な森と緑を次世代に引き継いでいかなければならない。



## 用語の解説

### 【あ行】

#### 屋上緑化

建築物の屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

都市では街の隅々までアスファルトやコンクリートで覆われたことで発生する輻射熱や、自動車の排気ガス・エアコンなどエネルギーの集中利用が進んだことから、都市の中心部の気温が高くなるヒートアイランド現象が問題となっており、その解決策の一つとして注目されている。

あいち森と緑づくり事業では、新たな緑化余地の少ない市街地で私有地の建設物の屋上や壁面等における緑化に取り組んでいる。

### 【か行】

#### 間伐

木の混み具合に応じて、混みすぎた森林の木を間引きして伐採する作業のことで、残した木の生長を促すとともに、森林の様々な働きを高める効果がある。

人工林は成長にあわせて間伐をしないと木が混み合って不健全な林となるとともに林内が暗くなって下草が生えなくなり土砂が流出する恐れがある。しかし林業の採算性の悪化等により森林所有者の努力だけでは整備が進まない状況が増えている。

#### 木の駅プロジェクト

間伐等で伐採されたまま山に放置されている材（林地残材）を、山林所有者等が山から出し「木の駅」（土場）に運び、その対価として地域通貨を得、地域の商店等で交換する仕組み。高知県のNPO が始めた仕組みが各地に広がり、愛知県では平成23年に豊田市旭地区で初めて取組まれた。

軽トラックを使い素人でも気楽に山仕事に関わることができ、地域も元気になる。継続には資金と人が課題だが、地域の知恵で森林整備と地域づくりの取組が行われている。新城市、東栄町では、森と緑づくり事業等の森林整備で発生した林地残材をこの取組で出し、チップ材などに活用するとともに地域通貨を介し地域の活性化につなげる取組が行われた。

#### 公益的機能

森には洪水や濁水を緩和したり、良質な水を育んだり、土砂が流れたり崩れたりすることを防いだり、野生生物のすみかとなるなど様々な働きがある。都市の緑にはヒートアイランド現象を緩和したり、火災の延焼を防いだり、防音、防風等の様々な働きがある。また森や緑は人々にやすらぎや豊かさを与え、行楽や教育、芸術や創造の場の提供などの働きがある。これらの機能の恩恵を受けるのは、一部の人だけではなく沢山の人たちであり、そのような多くの人たちに利益をもたらす森や緑の働きを公益的機能と言う。

あいち森と緑づくり事業は森や緑が持つこのような様々な働きを高めることを目的としている。

### 【さ行】

#### 里山林

都市近郊や集落周辺にあるコナラ等の落葉広葉樹やアカマツ等の二次林。かつては人々が様々な暮らしの中で、薪（まき）や落ち葉などを燃料や肥料に利用することで維持管理されていた。近年では利用されることが少なくなり放置されてきたが環境保全上の価値等が見直されている。

あいち森と緑づくり事業では都市近郊の落葉広葉樹林を対象として整備保全に取り組んでいる。



## 人工林

木材を得る目的で、植林などの人の手によって作られた、スギやヒノキなどの針葉樹の森林。

## 生態系ネットワーク

生物の生息生育空間となっている自然環境を、緑地や水辺などにより有機的につなぐことにより形成されるネットワークのこと。孤立したり分断された自然環境をつなぐことにより、野生動植物が移動することが可能となり生息生育環境が確保される。

愛知県では、地域の生物多様性の保全と再生を進めるために生態系ネットワーク形成のための取り組みを重点的に進めようとしている。

## 生物多様性

あらゆる生物の種の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

あいち森と緑づくり事業は、森や緑の持つ公益的機能の発揮が目的であるが、公益的機能や自然環境を持続的に良好な状態で将来へ引き継ぐためには、その基盤として生物多様性の確保が重要である。

## 【な行】

### ナラ枯れ

体長数ミリの甲虫カシノナガキクイムシ（カシナガ）が立木の材部に穴を開けて入り、持ち込んだ「なら菌」が材内に広がり、樹木が通水障害を起こして水分不足になり枯れること。近年広葉樹が集団枯死し全国的に問題となっている。被害を受ける樹種はコナラ等のナラ類。

愛知県では、平成18年に初めて被害が確認され尾張・西三河での発生を皮切りに被害が増加、拡大している。

## 【は行】

### ビオトープ

ドイツ語で生き物を意味する bio と場所を意味する top を合わせた造語で、自然の状態で多様な生物が生息する特定の環境を意味する。より自然に近い形で多様な生物を復活させる環境づくりを指して使われてもいる。

### 壁面緑化

建築物の壁面に植物を植え緑化すること。

都市では街の隅々までアスファルトやコンクリートで覆われたことで発生する輻射熱や、自動車の排気ガス・エアコンなど、エネルギーの集中利用が進んだことから、都市の中心部の気温が高くなるヒートアイランド現象が問題となっており、その解決策の一つとして注目されている。

あいち森と緑づくり事業では、新たな緑化余地の少ない市街地で民有地の建設物の屋上や壁面等における緑化に取り組んでいる。

## ○あいち森と緑づくり委員会の開催状況

年度	回数	開催日	議 題 等
平成20年度	第1回	6月30日	・委員会の目的と進め方 ・新たな施策の仕組み・概要 ・平成20年度の取組
	第2回	9月10日	・あいち森と緑づくり事業計画素案 ・現地調査
	第3回	1月29日	・平成20年度関係事業の実施状況 ・あいち森と緑づくり事業計画案 ・平成21年度事業
平成21年度	第1回	5月25日	・平成20年度事業の結果 ・平成21年度の取組 ・評価手法の検討
	第2回	9月4日	・平成21年度事業の進捗状況 ・評価手法の検討
	第3回	12月25日	・現地調査
	第4回	3月23日	・平成21年度事業の実績見込み ・平成22年度事業の計画 ・評価手法
平成22年度	第1回	5月24日	・平成21年度事業の結果 ・平成22年度あいち森と緑づくり事業 ・評価手法の検討
	第2回	9月14日	・評価項目案
	第3回	12月17日	・現地調査
	第4回	3月22日	・平成22年度事業の実績見込み及び平成23年度事業の計画 ・伐採木の有効利用に向けた試験的取組 ・評価項目
平成23年度	第1回	6月6日	・平成22年度の実績 ・平成23年度事業の取組 ・事例集案 ・評価手法の検討
	第2回	9月13日	・評価手法の検討（総括、アンケート案、実績等）
	第3回	12月22日	・現地調査
	第4回	3月22日	・平成23年度までの事業実績・見込み及び平成24年度事業計画 ・評価手法 ・里山林調査
平成24年度	第1回	7月5日	・あいち森と緑づくり事業の概要と委員会の開催計画 ・平成23年度事業実績及び平成24年度実施計画 ・事業評価
	第2回	10月5日	・事業評価の実施状況 ・事業に対する意見
	第3回	12月20日	・事業評価報告書案
	第4回	3月18日	・事業評価報告書案 ・平成24年度事業の実績見込み及び平成25年度事業の計画

## ○あいち森と緑づくり委員会名簿

[平成20年6月20日～平成24年6月19日]

氏 名	所 属 等
浅野智恵美	公募委員
天野勝美	公募委員
田村 亨	特定非営利活動法人花と緑と健康のまちづくりフォーラム理事・事務局長
長谷川明子	ビオトープを考える会 会長
服部重昭 ◎	名古屋大学大学院教授
原田敏之	特定非営利活動法人穂の国森づくりの会元理事
堀田佐智子	公募委員
眞弓浩二	雑木林研究会事務局長
丸山 宏 ○	名城大学教授

◎委員長 ○副委員長

※所属等は就任時

[平成24年6月20日～平成26年6月19日]

氏 名	所 属 等
岡本明子	公募委員
後藤 斉	愛知県指導林家
高橋 啓	公募委員
田村 亨	特定非営利活動法人花と緑と健康のまちづくりフォーラム理事・事務局長
長谷川明子	ビオトープ・ネットワーク中部会長
服部重昭 ◎	放送大学愛知学習センター所長
眞弓浩二	雑木林研究会事務局長
丸山 宏 ○	名城大学教授
森田 実	特定非営利活動法人穂の国森づくりの会事務局長
山口和恵	公募委員

◎委員長 ○副委員長

## ○森林整備にかかる各県の独自課税の概要

区分	県名	税の名称（通称）	導入時期	延長 継続	税率等		単年度税収 見込(億円)
					個人年額	法人年額	
1	高知県	森林環境税	H15.4	○	500円	500円	1.7
2	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	○	500円	5%増	5.5
3	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	○	500円	5%増	1.8
4	島根県	水と緑の森づくり税	〃	○	500円	5%増	2.0
5	愛媛県	森林環境税	〃	○	700円	7%増	5.3
6	山口県	やまぐち森林づくり県民税	〃	○	500円	5%増	4.0
7	熊本県	水とみどりの森づくり税	〃	○	500円	5%増	4.8
8	鹿児島県	森林環境税	〃	○	500円	5%増	4.3
9	福島県	森林環境税	H18.4	○	1,000円	10%増	11.4
10	奈良県	森林環境税	〃	○	500円	5%増	3.6
11	兵庫県	県民緑税	〃	○	800円	10%増	23.9
12	大分県	森林環境税	〃	○	500円	5%増	3.2
13	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	〃	○	800円	11%増	6.3
14	岩手県	いわての森林づくり県民税	〃	○	1,000円	10%増	7.1
15	静岡県	森林（もり）づくり県民税	〃	○	400円	5%増	9.6
16	宮崎県	森林環境税	〃	○	500円	5%増	2.9
17	神奈川県	水源環境を保全・再生するための税	H19.4	○	300円※	(対象外)	38.0
18	和歌山県	紀の国森づくり税	〃	○	500円	5%増	2.6
19	富山県	水と緑の森づくり税	〃	○	500円	5~10%増	3.4
20	長崎県	ながさき森林環境税	〃	○	500円	5%増	3.7
21	石川県	いしかわ森林環境税	〃	○	500円	5%増	3.7
22	広島県	ひろしまの森づくり県民税	〃	○	500円	5%増	8.4
23	山形県	やまがた緑環境税	〃	○	1,000円	10%増	6.5
24	福岡県	森林環境税	H20.4	○	500円	5%増	13.2
25	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	〃	○	700円	7%増	8.6
26	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	〃	○	800円	8%増	4.6
27	佐賀県	佐賀県森林環境税	〃	○	500円	5%増	2.2
28	茨城県	森林湖沼環境税	〃	○	1,000円	10%増	16.5
29	長野県	長野県森林づくり県民税	〃	○	500円	5%増	6.5
30	愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4		500円	5%増	22.0
31	宮城県	みやぎ環境税	H23.4		1,200円	10%増	11.0
32	山梨県	森林環境税	H24.4		500円	5%増	2.7
33	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	〃		1,000円	10%増	12.0

※神奈川県は、県民税均等割のほかに、県民税所得割にも課税（0.025%増）

## あいち森と緑づくり税条例

平成二十年三月二十五日条例第二号  
改 正 平成二〇年七月八日条例第三五号  
平成二一年三月三十一日条例第三〇号  
平成二二年七月九日条例第二五号

### (目的)

**第一条** この条例は、森林及び里山林の荒廃並びに都市の緑の喪失が進む中、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能がもたらす恩恵をすべての県民が享受していることにかんがみ、その公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり税として、愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めることを目的とする。

### (個人の県民税の均等割の税率の特例)

**第二条** 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

### (法人の県民税の均等割の税率の特例)

**第三条** 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の十四第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十二条の十四第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第二号）第三条第一項」とする。

### (基金への積立て)

**第四条** 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を、あいち森と緑づくり基金（あいち森と緑づくり基金条例（平成二十年愛知県条例第五号）に基づく あいち森と緑づくり基金をいう。）に積み立てるものとする。

### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

## あいち森と緑づくり基金条例

平成二十年三月二十五日条例第五号

### (設置)

**第一条** 森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

**第二条** 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- 一 あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第二号）第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

### (基金への繰入れ)

**第三条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、すべて基金に繰り入れなければならない。

### (運用)

**第四条** 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

### (繰替運用等)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

### (処分)

**第六条** 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。